

2020年3月13日

各位

会社名 チッソ株式会社
代表者名 代表取締役社長 木庭 竜一
問合せ先 取締役総務部長 田村 秀人
TEL (03) 3243-6370

訴訟の判決に関するお知らせ

2014年7月24日付「訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」記載の当社及び国、熊本県に対する訴訟（控訴審）につきまして、2020年3月13日付で福岡高等裁判所より判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び判決言渡日

- (1) 裁判所：福岡高等裁判所
- (2) 判決言渡日：2020年3月13日

2. 訴訟を提起した者

控訴人（第一審原告） 佐藤 英樹 外6名
附帯控訴人（第一審原告） 大堂 進

3. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

第一審原告8名は水俣病に罹患しているとして当社に対し、第一審原告7名については1人につき1,700万円を、第一審原告1名については1億500万円（総額2億2,400万円）の慰謝料を請求する訴えを熊本地方裁判所に提起していました。2014年3月31日に、第一審原告3名の請求については一部を認容し、合計金額1億1,160万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる旨の第一審判決の言渡しがありました。本件控訴の第一審原告はこの判決を不服として、福岡高等裁判所に対し当社及び国、熊本県を被控訴人とする控訴を提起したものです。なお、当社におきましても第一審において当社の主張が認められなかった第一審原告3名の判決につき、当社の主張について十分に理解を得るため、2014年4月10日付で福岡高等裁判所に控訴いたしておりました。

4. 判決の内容

判決は第一審判決の被告（当社及び国、熊本県）の敗訴部分を取り消し、第一審原告らの各請求、各控訴及び控訴審における拡張請求のいずれも棄却するものとなりました。

5. 今後の見通し

今後開示すべき事項が判明した場合には速やかにお知らせいたします。

以上